

水先人用移乗設備に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

水先人用移乗設備に関する事項

改正理由

水先人の乗下船中の事故が相次いでいたことから、水先人の安全確保を目的に、IMO において水先人用移乗設備の要件（SOLAS 条約第 V 章第 23 規則及び水先人用移乗設備に関する勧告（IMO 決議 A.889(21)）の見直しが行われてきた。

その結果、2010 年 12 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会（MSC88）において、水先人用移乗設備に関する要件を強化する SOLAS 条約第 V 章第 23 規則の改正が IMO 決議 MSC.308(88)として採択された。また、2011 年 11 月に開催された IMO 第 27 回総会において、上記条約中で参照されている水先人用移乗設備に関する勧告が IMO 決議 A.1045(27)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.308(88)及び A.1045(27)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水先人用移乗設備の設置及び性能に関する要件を改めた。
- (2) 水先人用移乗設備の検査に関する要件を改めた。
- (3) 現存船に対する水先人移乗用船側戸の確認検査に関する要件を規定した。